

公益社団法人 大阪府理学療法士会 共催・協賛・後援承諾規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪府理学療法士会（以下、府士会）が、公益社団法人日本理学療法士協会および府士会以外の団体と共催する事業、また公益社団法人日本理学療法士協会および府士会以外の団体が行う事業への協賛または後援に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 用語の意義は、次の各号にあげる当該各号に定めるものとする。

- (1) 共催とは、本会を含む複数の団体が共同で催しを開催することをいう。
- (2) 協賛とは、第三者が主体となって開催する催しについて、府士会が趣旨に賛同し、協力・援助することをいう。協賛金等の費用負担を伴うことがあり、後援に比べて府士会の関与が大きい場合に使用する。
- (3) 後援とは、第三者が主体となって開催する催しについて、府士会が趣旨に賛同し、協力・援助することをいう。原則として名義使用の承認に限る場合に使用する。

(承諾の基準)

第3条 共催・協賛・後援（以下、共催等）の承諾は、事業の目的および内容が、府士会定款に定める目的ならびに事業に合致しているもので、次の①にあげるいずれかに該当し、かつ②にあげるいずれにも該当しないことを基準として、③の項目を参考に判断する。

① 承認することができる場合

- ア 大阪府民の保健・医療・福祉の発展に寄与し、府士会会員の人格、倫理の高揚に努め、学術技能を研鑽し、大阪府下における理学療法技術の普及向上に貢献すると認められるとき
- イ 公益目的の事業であり、不特定かつ多数の者の利益の実現に寄与することが認められるとき
- ウ 府士会会員にとって有益であると認められるとき
- エ 府士会の目的と事業内容に合致し、必要と認められるとき

② 承認できない場合

- ア 営利を目的とし、特定企業の宣伝等少数者の利益のみを目的とすると認められるとき
- イ 政治団体、宗教団体の活動、または特定の政治、宗教のための活動と認められるとき
- ウ 対象が極めて限定されていると認められるとき
- エ 現在および将来において理学療法士の職域との共存が困難であると認められるとき
- オ 府士会の目的と事業内容に反したものであると認められたとき

③その他の承諾基準

ア 事業計画が明確で主催者の事業遂行能力が十分であると判断されるものであること

イ 催しの開催、開設等の場所は、公衆衛生等について十分な設備および措置が講じられていること

ウ 過去に共催等をしたものについては、承諾条件が遵守されているものであること

2 共催等の対象

共催等の対象となる団体は、目的や事業内容が堅実である社団法人の学会・協会および官公庁等、またはこれに準じるものとし、対象となる事業は学術的内容または公益的性格を有するものとする。

(1) 社団法人・財団法人

社団法人・財団法人の場合は、その団体の寄附行為（定款）、事業内容および共催、協賛、後援を行う事業の内容によって審議し決定するものとする。

(2) 特殊法人

特殊法人については、官公庁に準じるものとみなす。

(3) 教育機関・民間企業等

対象団体が教育機関あるいは民間企業である場合、対象となる事業の内容が学術的な内容または公益的性格を有するものであるとき、行事内容によって審議し決定するものとする。

(4) 任意団体

申請団体（主催者）が法人格を有しない任意団体の場合は、次の判断基準に照らし理事会で審議し決定する（府士会会員主体の団体は除く）

① 定款または会則を有し、かつ目的および事業内容が堅実な団体であること。

② 原則として機関誌等を定期的に発行していること。

③ 原則として会員数100名程度を有する団体であること。

ただし、過去数年期間において共催、協賛、後援を承諾した団体についてはこの基準に拘束されず行事内容によって審議し決定するものとする。

④ 医師・看護師・作業療法士・言語聴覚士等の団体会員が主体となり、その活動が本会会員に有益と判断される任意団体（要職種別会員数）。

(共催等の承諾申請)

第4条 共催等を受けようとする者は、あらかじめ次に示す書類を具備して会長に申請し、理事会において承諾を受けなければならない。なお、返答までの時間に猶予がない等の特別な事情がある場合には、理事によるメーリングリストでの承認によって、理事会の承認に代えることがある。

① 開催要項

- ア 催し名称
- イ 組織委員会責任者名および捺印
- ウ 開催趣旨
- エ 開催年月
- オ 開催地
- カ 組織委員候補者の名簿
- キ 開催規模（参加予定者数および主な内容）
- ク 他の学会との共催、協賛関係の有無
- ケ その他

② 運営にあたり必要な負担経費等の予算書

（承諾の通知）

第5条 会長は共催等を承諾した場合、当該申請者に対し承諾書を交付するものとする。

（事業中止等の届出）

第6条 主催者は、共催等の承諾を受けたあとに事業の中止、または事業内容等に変更があった場合には、速やかに会長にその旨を届け出なければならない。

（事業報告および決算書の提出）

第7条 主催者は、共催を受けた事業が終了した場合、収支決算書を含む完了報告書を速やかに提出し、理事会の承認を得なければならない。なお、特別な事情がある場合には理事によるメーリングリストでの承認によって理事会の承認に代えることがある。

2 主催者は協賛、後援を受けた事業が終了した場合、収支決算書を含む完了報告書を速やかに提出しなければならない。

（共催等の取消し）

第8条 会長は共催等の承諾を受けた者が、その事業の実施にあたり、この規程の第3条にあげる承諾基準を具備しなくなったと認めるとき、また不適当な行為があると認めるときはこれを取消すものとする。

（補則）

この規程に定めるもののほか、共催等に関し必要な事項は理事会の決議を経て会長が定める。

この規程は理事会の決議を経なければ変更することができないものとする。

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

この規程は、平成25年4月1日一部改正により施行する。